

(注) 会議後、下記4点について修正の上、ホームページへ掲載しています。

- ① 条例名を「～(略)～の基準に関する条例」→「～(略)～に関する基準を定める条例」へ変更
- ② 議事を踏まえ、用語について「最低基準」→「設備運営基準」へ訂正
- ③ 議事を踏まえ、「2 制定の概要－①制定内容について」中にあった「(職員の数等)」の規定を削除
- ④ 暴力団員等の排除に関する条文について、会議後の条例案審査にて他条例と統一することとなったため修正。

## 佐世保市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件

### 1 制定の主旨

- 中核市移行に伴い、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という。）第13条第1項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定するもの。

### 2 制定の概要

- 中核市移行に伴い、「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準」を基礎として条例を策定するもの。
- 条例を定めるにあたっては、【従うべき基準】、【参酌すべき基準】に従う必要がある。

#### ① 制定内容について

- **基本的に設備運営基準に準じて策定するが、県条例の上乗せ規定を一部盛り込むほか、暴力団員等の排除条項を追加する。**
  - (学級の編制の基準)
    - ・ 1学級の園児数は30人以下を原則とする。
  - (教育及び保育時間)
    - ・ 8時間以上11時間以下を原則とする。
  - (職員の知識及び技能の向上等)
    - ・ 職員に対し、入所者等の人権擁護、虐待防止等のための研修の実施等に努めなければならない。
  - (非常災害対策)
    - ・ 消火器、非常口その他必要な設備を整え、非常災害に対する安全確保や避難等の計画を定めること。また、避難及び消火訓練は月に1回実施すること（児童福祉施設設備運営基準を準用）。

(暴力団員等の排除)

- 幼保連携型認定こども園設置者の代表者の役員、施設長が暴力団、暴力団員等でないこと。
- 幼保連携型認定こども園の代表者等が暴力団、暴力団員等の支配又は関与を受けないこと。

(幼稚園又は保育所から移行する幼保連携型認定こども園の園庭の経過措置)

- 幼稚園又は保育所から移行する幼保連携型認定こども園の園庭の要件について、「園児が通常徒歩により移動できる場所であること」を追加する。

### 3 施行期日

- 平成28年4月1日から施行する。